

**改正省令に係るお知らせ N05**

令和6年7月24日

会員事業所の長様

(一社)鹿児島県LPガス協会 事務局

**改正省令について**

前回に続き質疑応答形式で国の回答及び考え方を説明します。

1・設備費用をLPガス料金で回収していたとしても「該当無し」、「0円」とすれば分からぬのではないか?

無償又は安い価格で設備提供している場合、LPガス消費者からその費用を回収していると考えられる。このためLPガス料金に当該費用が含まれていないとする場合は客観的な根拠による説明を求める。商取引において「ただ」はない。

2・設備料金を「該当無し」としている物件をLPガス事業者が引き継ぐ場合、貸与設備の残存価格による買取を求めるることは問題にならないか?

LPガス事業者による「残存価格による買取」は、その時点でLPガス消費者との販売契約を目的としない場合、若しくは過大なもので無ければ、過大な営業行為に係る規律の関係は問題ない。

ただ、三部料金制との関係では設備費用の外出し表示や計上禁止規定の対象になる。

3・企業の自助努力により給湯器を無償貸与し、LPガス料金として請求しないことも禁止されるのか?

給湯器の無償貸与は、過大な営業行為の制限に係る規律でだめ。

(過大な営業では無いとするならば、対外的に根拠をもって説明ができ、第三者から妥当と評価されるようにしておく必要)

LPガス料金を請求する場合、設備費用の外出し表示は必須。そのうえで無償貸与に要した費用が料金に含まれていないとする場合客観的な根拠により説明可能としておくことが必要。

**N06に続く**